

# 公益事業

## 講演会等開催費用助成金

市町が地域内住民を対象に地方自治の振興又は福祉の増進に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を開催した場合、これらの事業等の実施に要した費用の範囲内で助成を行います。

助成金額（年度内の上限）



120,000 円



90,000 円

## 特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄付金を支出することとし、次の 2 法人（1 法人当たり年額 250 万円）とします。

国立大学法人 滋賀大学  
（産学公連携推進機構）

主に「滋賀大学自治体経営塾」（自治体経営の中核として期待される行政職員や地方議会議員等を対象とした、自治体経営の知識やスキル・ノウハウを学ぶプログラム）の運営費に活用されています。  
会員が受講すると授業料等減免制度が適用されます。

公立大学法人 滋賀県立大学  
（地域共生センター）

主に「近江環人地域再生学座」（地域資源を活用した地域課題の解決や地域イノベーションを興し、新しい地域社会を切り拓く人材「近江環人」の育成を目的としたプログラム）の運営費に活用されています。  
会員が受講すると授業料等減免制度が適用されます。